

バイオ・医薬分野における技術ニーズ及び県内ものづくり企業技術シーズ調査 委託仕様書

1 調査業務概要

- (1) 名 称 バイオ・医薬分野における技術ニーズ及び県内ものづくり企業
技術シーズ調査業務
- (2) 調査時期 令和8年11月～令和9年2月
- (3) 調査目的

富山県内ものづくり企業のバイオ・医薬分野への参入を促進するため、製薬企業及び周辺産業等が抱える課題や技術ニーズを調査するとともに、県内ものづくり企業が保有する技術シーズを把握し、両者のマッチングに資する基礎データを整備するとともに、具体的な開発テーマを抽出するもの。

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 調査業務の内容

- (1) バイオ・医薬関連企業・研究機関で求められているニーズ調査

製薬企業及び周辺産業等におけるニーズを把握するため、生産工程上の課題をはじめ保管や物流及び投与に至るまでの課題や技術ニーズを調査するとともに、必要とされる部素材や関連機器等についてヒアリングやアンケート調査を実施すること。

ア 対象施設の選定※

対象の医薬品関連企業・研究機関は富山県内を中心に20社・機関以上とする。

イ 調査票の作成※

医薬品関連企業・研究機関における製造や周辺技術における問題点等を記載すること。調査対象分野は、生産工程上の課題、品質管理上の課題、研究開発上の課題、コスト削減、国産化対応などとし、具体的な調査項目の例は、製造設備、品質管理、測定・検査、充填・包装、保管・物流、自動化・DX、GX、省エネ、薬物伝達関連などとする。

ウ 調査の実施

※対象企業・機関等の選定、調査票の作成にあたっては、当機構と協議のうえ実施すること。

- (2) バイオ・医薬分野に応用可能な技術を保有するものづくり企業のシーズ調査

県内ものづくり企業が保有する技術や製品を把握するため、医薬品関連分野に参入済みまたは参入意欲がある企業を抽出し、バイオ・医薬分野に応用可能なシ

ーズについてヒアリングやアンケート調査を実施すること。

ア 対象施設の選定※

対象のものづくり企業は富山県内を中心に40社以上とする。

対象企業分野の例は、樹脂成型、機械加工、センサ・計測、製造設備、制御システム、包装技術、繊維技術、表面処理、クリーン化技術などとする。

イ 調査票の作成※

医薬品に関連する製造や周辺技術における応用可能シーズを記載すること。

ウ 調査の実施

※対象企業・機関等の選定、調査票の作成にあたっては、当機構と協議のうえ実施すること。

(3) 集計分析

(1) 及び (2) の調査結果をもとにバイオ・医薬関連企業・研究機関における技術課題やニーズ及びものづくり企業の保有技術シーズに関する集計分析を行い、分析結果を基に整理・取りまとめを行うこと。

(4) ニーズ・シーズのマッチングが想定される技術課題及び創出可能な研究開発課題の提案

(1) ～ (3) の結果を踏まえ、富山県と当機構が運営する「ものづくり企業のバイオ・医薬分野参入推進事業※」において実施する課題解決型セミナーの技術分野や具体的テーマと講師の例、およびニーズ・シーズのマッチングが想定される技術課題と今後取り組むべき創出可能な研究開発課題を各10テーマ程度提案すること。なお、研究開発課題に関しては、①短期実現案件、②中長期開発型案件、③企業単独取組み課題、④産学官連携型課題を各1課題以上含むように提案すること。

※ものづくり企業のバイオ・医薬分野参入推進事業の概要は当機構のウェブサイト参照。 (<https://www.tonio.or.jp/iyaku>)

(5) その他

業務の進捗に合わせた打合せの実施、記録簿の作成 等

4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 調査報告書（簡易製本）：3部

Microsoft Office（Word、PowerPoint等）により作成すること。

(2) 調査報告書概要：3部

Microsoft Office（Word、PowerPoint等）により作成すること。

(3) (1) 及び (2) の電子データ一式（CD-ROM等）：2式

電子データには報告書、収集データ、作成データの全てを収納すること。

- (4) その他当機構から指示された資料一式
- (5) 受託者は、業務完了後、成果品を業務完了届とともに提出し、当機構の検査を受けること。

5 納品場所

富山県新世紀産業機構イノベーション推進センター(高岡事務所)

〒933-0981 富山県高岡市二上町150番地

富山県産業技術研究開発センター技術開発館 2階

TEL : 0766-24-7112 (直通) E-mail : health@tonio.or.jp

6 経費負担

- (1) 本業務の遂行に要する一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (2) 当該費用には、人件費、資材費、外注費、交通費、通信費、打合せに要する経費、その他一切の諸経費及び公租公課を含むものとする。

7 その他の留意点

- (1) 受託者は業務全般の管理、監督及び当機構との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、当該業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- (2) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は、富山県及び当機構に帰属するものとし、富山県及び当機構が他の媒体等で使用することを妨げないものとする。また、作成資料等において、他の個人又は団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。
- (3) 受託者は、この業務の実施により知り得た情報を他に漏らしたり、自己の利益のために利用してはならない。この規定は委託業務終了後も適用するものとする。
- (4) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 仕様に記載のない事項であっても、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、それを提案することを妨げない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当機構と協議するものとする。
- (7) 本仕様書は、プロポーザル用であり、契約は内容協議を行ったうえで締結するものとし、契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があること。
- (8) 富山県と当機構が実施する「ものづくり企業のバイオ・医薬分野参入推進事業

※」の取組内容との整合性に配慮しながら業務を進めること。

(※ものづくり企業のバイオ・医薬分野参入推進事業の概要は当機構のウェブサイトを参照。 (<https://www.tonio.or.jp/iyaku>)

- (9) 委託料の額は、業務終了後、当機構が実績報告書等を検査し、その額を確定するものとする。
- (10) 本事業は国の交付金を活用した事業であり会計検査等の対象となるため、必要に応じて行われる証拠書類等の提出要請に備え、当該書類を適切に保管管理しなければならない。